

昭和三十四年政令第四百七十七号

下水道法施行令

内閣は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号、第四条、第八条、第十条第一項及び第三項、第十二条第一項、第十六条（第三十一条において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十四条第一項及び第二項、第二十八条第二項（都市下水路の維持管理に係る部分に限る。）、第二十九条第一項及び第二項、第三十条、第三十二条第十項（第三十八条第六項において準用する場合を含む。）並びに第四十条の規定に基き、この政令を制定する。

（都市下水路の最小規模）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条第五号に規定する政令で定める規模は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 主として製造業（物品の加工修理業を含む。以下同じ。）、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設から排除される汚水を排除し、又は処理するため設けられるもの。当該下水道の始まる箇所における排水管の内径又は排水渠の内径の幅（壁の上端において計るものとする。以下同じ。）が二百五十ミリメートルで、かつ、当該下水道の終る箇所における管渠（排水管又は排水渠をいう。以下同じ。）の排除することができず下水の量が一日に一万立方メートルのもの
- 二 その他のもの。当該下水道の始まる箇所における管渠の内径又は内径の幅が五百ミリメートルで、かつ、地形上当該下水道により雨水を排除することができず地域の面積が十ヘクタールものもの

（流域別下水道整備総合計画を定めるべき公共の水域又は海域の要件）

第二条 法第二条の第二項に規定する政令で定める要件は、同項の水質環境基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域の水質の汚濁が二以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ、当該公共の水域又は海域の環境上の条件を主として下水道の整備によつて当該水質環境基準に達せしめる必要があることとする。

第二条の二 法第二条の第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 窒素含有量又はリン含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条の第二項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。
- 二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又はリンが滞留しやすい状況にあると認められること。

第二条の三 法第二条の第四項に規定する政令で定める基準は、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及びリン含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値（当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下）とする。

第三条 公共下水道管理者は、法第四条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により、事業計画を定め、又は事業計画の変更（第五条の二の軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域（雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第一号及び第五条の二第五号において同じ。）又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

（事業計画の決定及び変更）

第四条 公共下水道管理者は、法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計

画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを都道府県知事（都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他次に規定する事業計画にあつては、国土交通大臣）に提出しなければならない。

- 一 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況
- 二 計画下水流量及びその算出の根拠
- 三 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠
- 四 下水の放流先の状況
- 五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源

（国土交通大臣に協議する事業計画）

第四条の二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が設置する公共下水道の事業計画のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 法第三条第三号イに該当する公共下水道（以下この号及び第二十四条の三第一項第二号イにおいて「一般公共下水道」という。）の事業計画のうち、次のいずれかに該当するもの
- イ 予定処理区域（予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域）の面積が百ヘクタール以下の一般公共下水道の事業計画
- ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する一般公共下水道の事業計画
- ハ 第五条の二第一号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画

二 雨水公共下水道の事業計画

（環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第五条 法第四条第三項又は第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定処理区域の面積が百ヘクタール以下の公共下水道に係る協議又は届出（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の協議又は届出にあつては、変更後の予定処理区域の面積が百ヘクタールを超える場合を除く。）を受けた場合
- 二 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る協議又は届出を受けた場合
- 三 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合

（協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第五条の二 法第四条第六項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- 一 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るもの配置の変更
- 二 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補充する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- 三 処理施設（これを補充する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
- 四 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
- 五 予定処理区域の変更（前三号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）
- 六 計画降雨の設定又は変更
- 七 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

(公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準)
第五条の三 法第七条第一項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第五条の六までに定めるところによる。

(雨水吐の構造の技術上の基準)
第五条の四 雨水吐(合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設(これを補充する施設を含む。))の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水の影響が大きくない時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第六条第二項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるよう、適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていること。
- 二 雨水吐からのきよう雑物の流出を最少限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

(処理施設の構造の技術上の基準)
第五条の五 処理施設(これを補充する施設を含み、終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 水処理施設(汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。
- 二 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法(当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。)により下水を処理する構造とすること。

| 計画放流水質 | 生物化学的酸素要求量(単位:リットルにつき五ミリグラム) | 窒素含有量(単位:リットルにつきミリグラム) | 磷含有量(単位:リットルにつきミリグラム) | 方法 |
|--------|------------------------------|------------------------|-----------------------|--|
| 一〇以下 | 一〇以下 | 〇・五以下 | 〇・五を超え一以下 | 循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、又は嫌気無酸素好気法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法 |

| 前項第二号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。(適用除外) | 一〇を超え一五以下 | | | 二〇以下 | | | 一〇を超え二〇以下 | | |
|---|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 一以下 | 一を超え三以下 | 三以下 | 一以下 | 一を超え三以下 | 三以下 | 一以下 | 一を超え三以下 | 三以下 |
| | 嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 | 嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法 |

循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、嫌気無酸素好気法(有機物を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

嫌気無酸素好気法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法(凝集剤を添加して処理するものに限る。)、に急速濾過法を併用する方法

第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)
第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

第五條の八 排水施設及び処理施設に共通する構造の基準

排水施設及び処理施設に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他の下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の基準）

第五條の九 排水施設の構造の基準

排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水流量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他の水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他の気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他の管渠の清掃に必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 またす又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるとする蓋）を設けること。
- 六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の基準）

第五條の十 処理施設の構造の基準

処理施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他の臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（適用除外）

第五條の十一 第五條の六の規定は、前三條の規定の適用について準用する。

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第五條の十二 法第七條の第三項（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 公共下水道又は流域下水道（以下この条において「公共下水道等」という。）の構造又は維持若しくは修繕の状況、公共下水道等に流入する下水の量又は水質、公共下水道等の存する地域の気象の状況その他の状況（以下この項において「公共下水道等の構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、公共下水道等の巡視を行い、及び清掃、しゅんせつその他の公共下水道等の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

二 公共下水道等の点検は、公共下水道等の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により公共下水道等の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

五 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ（排水施設から下水がふれ出るおそれがある場合に、当該排水施設から下水を排出するための可搬式のポンプをいう。）又は仮設消毒池（水処理施設において下水を処理することができなくなるおそれがある場合に、当該下水を流入させ、その消毒を行うための仮設の池をいう。）の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずること。

前項に規定するもののほか、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

（放流水の水質の技術上の基準）

第六條 法第八條（法第二十五條の三十において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

- 一 水素イオン濃度 水素指数五・八以上八・六以下
- 二 大腸菌数 一ミリリットルにつき八百コロニー形成単位以下
- 三 浮遊物質 一リットルにつき四十ミリグラム以下
- 四 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量 第五條の五第二項に規定する計画放流水質に適合する数値

2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続している全ての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第八條に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続している全ての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、一リットルにつき五日間に四十ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第三條第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により、第一項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前三項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第八條第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例により、同条第一項の排出基準のうち同法第二條第四項に規定する排出に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第一項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

(排水設備の設置を要しない場合)
第七条 法第十条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第八条第一号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

五 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。

六 排水管内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

七 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

八 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もつばら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。

十 ますの底には、もつばら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のものを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインパートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十五条第一項及び第二項において同じ。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九條の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水につ

て適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号(ただし書を除く。)又は第七号(ただし書を除く。)に定める基準(法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条 法第十二条第一項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- 一 温度 四十五度以上であるもの
- 二 水素イオン濃度 水素指数五以下又は九以上であるもの
- 三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの
- ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四 汚素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設)

第九条の二 法第十二条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条、第九条の四第一項及び第九条の九第一号において同じ。)に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設(同号ハに掲げる施設のうち温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。)とする。

(適用除外)

第九条の三 法第十二条の二第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令(水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準(水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。)が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- 二 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第一項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。
- 三 一の施設が水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設(以下「水質汚濁防止法特定施設」という。)となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置して工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第一号から第三十三号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月(第九条の七第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年)を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その他に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質(ダイオキシソ類に係るものを除く。)につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

四 一の施設がダイオキシソ類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設(以下「ダイオキシソ類対策法特定施設」という。)となつた際にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシソ類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシソ類対策法特定施設となつた日から一年を経過したとき。

ロ 当該施設がダイオキシソ類対策法特定施設となつた際に当該工場又は事業場がダイオキシソ類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その他に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質(ダイオキシソ類に係るものを除く。)につき法第十二条の二第一項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

第九條の四 (特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十三号までに掲げる物質について、ダイオキシソ類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十四号に掲げる物質について、当該各号に定める数値とする。

- 一 カドミウム及びその化合物 一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
- 二 シアン化合物 一リットルにつきシアン一ミリグラム以下
- 三 有機燐化合物 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 四 鉛及びその化合物 一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
- 五 六価クロム化合物 一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
- 六 砒素及びその化合物 一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
- 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下

- 八 アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- 九 ポリ塩化ビフェニル 一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
- 十 トリクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十一 テトラクロロエチレン 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 十二 ジクロロメタン 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十三 四塩化炭素 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 十四 一・二・ジクロロエタン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十五 一・一・ジクロロエチレン 一リットルにつき一ミリグラム以下
- 十六 シス一・二・ジクロロエチレン 一リットルにつき〇・四ミリグラム以下
- 十七 一・一・一・トリクロロエタン 一リットルにつき三ミリグラム以下
- 十八 一・一・二・トリクロロエタン 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
- 十九 一・三・ジクロロプロペン 一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
- 二十 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム) 一リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下

- 二十一 二・クロロ一四・六・ビス(エチルアミノ)一・スートリアジン(別名シマジソ) 一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下

- 二十二 S一四一クロロベンジルN・N一ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下
- 二十三 ベンゼソ 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下
- 二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
- 二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下
- 二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下
- 二十七 一・四一ジオキサソ 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下
- 二十八 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下
- 二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下
- 三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下
- 三十一 鉄及びその化合物(溶解性) 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下
- 三十二 マンガン及びその化合物(溶解性) 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下
- 三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下
- 三十四 ダイオキシソ類 一リットルにつき十ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシソ類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八一四塩化ジベンゾパラ一ジオキシソの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシソ類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九條の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第九條の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に關して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

二十二 S一四一クロロベンジルN・N一ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ) 一リットルにつき〇・二ミリグラム以下

二十三 ベンゼソ 一リットルにつき〇・一ミリグラム以下

二十四 セレン及びその化合物 一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下

二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下

二十六 ふつ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素八ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあつては一リットルにつきふつ素十五ミリグラム以下

二十七 一・四一ジオキサソ 一リットルにつき〇・五ミリグラム以下

二十八 フェノール類 一リットルにつき五ミリグラム以下

二十九 銅及びその化合物 一リットルにつき銅三ミリグラム以下

三十 亜鉛及びその化合物 一リットルにつき亜鉛二ミリグラム以下

三十一 鉄及びその化合物(溶解性) 一リットルにつき鉄十ミリグラム以下

三十二 マンガン及びその化合物(溶解性) 一リットルにつきマンガン十ミリグラム以下

三十三 クロム及びその化合物 一リットルにつきクロム二ミリグラム以下

三十四 ダイオキシソ類 一リットルにつき十ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第一項第三十四号に定める数値は、ダイオキシソ類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより二・三・七・八一四塩化ジベンゾパラ一ジオキシソの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第一項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシソ類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第三条第三項若しくはダイオキシソ類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例により、当該下水について第一項の基準(前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準)より緩やかな排水基準が適用されるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九條の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第九條の九第二号において同じ。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)に關して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき三百八十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に三・八を乗じて得た数値とする。
 - 二 水素イオン濃度 水素指数五を超え九未満
 - 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に六百ミリグラム未満
 - 四 浮遊物質 一リットルにつき六百ミリグラム未満
 - 五 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラム以下
 - ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラム以下
 - 六 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
 - 七 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。
- 2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとする）とすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものである。
 - 一 アンモニウム性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき二百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水については、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 二 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満
 - 三 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
 - 四 浮遊物質 一リットルにつき五百五十ミリグラム未満
 - 五 窒素含有量 一リットルにつき五百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 六 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
 - 3 特定事業場から排除される下水に係る第一項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであつてはならない。
 - 一 第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除された

- 4 第一項各号及び第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。
 - 第九條の六 法第十二條の二第五項（法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 特定事業場から排除される前項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る下水に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。
 - 二 特定事業場から排除される前項第二号から第五号までに掲げる項目に係る下水に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。
 - 三 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合
 - 四 一の施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
 - イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた日から六月（次条第一号に掲げる施設である場合にあつては、一年）を経過したとき。
 - ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となつた際に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
 - ハ その他に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき法第十二條の二第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）。
 - （法第十二條の二第六項の政令で定める施設）
 - 第九條の七 法第十二條の二第六項（法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。
 - 一 水質汚濁防止法施行令別表第一第六十六号の四から第六十六号の八まで、第六十八号の二及び第七十一号の三に掲げる施設
 - 二 ダイオキシン類対策法特定施設
 - （事故時の措置を要する物質又は油）
 - 第九條の八 法第十二條の九第一項（法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。）次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二條各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三條の四各号に掲げる油とする。

(事故時の措置の規定が適用されない場合)

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質(同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・二・ジクロロエチレンに限る。)又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第二項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
- 二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同条第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号まで若しくは第二十八号に掲げる物質(同条第十五号に掲げる物質にあつては、シスー・二・ジクロロエチレンに限る。)又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。次号において同じ。)からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)
- 二 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 第九条の四第一項第一号から第三十三号までに規定する基準(同条第二項に規定する場合においては、同項に規定する基準)及び当該条例に規定する基準
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 第九条の四第一項第一号及び第三十三号までに規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第二項第二号に規定する政令で定める基準は、同号の条例において次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関し水質の基準を定めること及び当該水質の基準が当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならないこととする。

- 一 第九条第一項第一号に掲げる項目 四十五度未満
- 二 第九条の五第一項第一号から第四号までに掲げる項目 それぞれこれらの号に定める数値
- 三 第九条の五第一項第五号に掲げる項目 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあつては、その数値とする。
- 四 窒素含有量 一リットルにつき二百四十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

五 燐含有量 一リットルにつき三十二ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に二を乗じて得た数値とする。

六 第九条第一項第一号に掲げる項目及び第九条の五第一項各号に掲げる項目以外の項目又は第九条の四第一項各号に掲げる物質以外の物質で、条例により当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第九条の五第一項第三号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。) 当該排水基準に係る数値

七 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる項目(同項第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。)に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に關し、当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

- 一 温度 四十度未満
- 二 アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 一リットルにつき二百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
- 三 水素イオン濃度 水素指数五・七を超え八・七未満
- 四 生物化学的酸素要求量 一リットルにつき五日間に三百ミリグラム未満
- 五 浮遊物質 一リットルにつき三百ミリグラム未満
- 六 窒素含有量 一リットルにつき五百五十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。
- 七 燐含有量 一リットルにつき二十ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

三 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

第十条 法第十六条ただし書(法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十条の二 法第十八条の二(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定により特定施設の設置者(過去の設置者を含む。以下この条において同じ。)に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、全ての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排

除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。
 (工事負担金に係る下水の量の算出方法)

第十一条 法第十九条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠(取付管渠を除く。)の当該汚水が流入すべき部分における計画下水水量(合流式の公共下水道にあつては、そのうち汚水に係る部分)に五分の一を乗じて計算するものとする。

(事業者から徴収する使用料の基準)

第十二条 法第二十条第三項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の規定に基づき設置の費用の一部を負担した事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第二十条第二項第二号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項又は第三項の規定による負担総額を控除した額とすること。

二 前号の事業者以外の事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第二十条第二項第二号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額とすること。

(放流水の水質検査)

第十三条 法第二十一条第一項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による第六条第一項、第三項及び第四項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口(雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限り)からの放流水について、少なくとも毎月二回(ダイオキシソ類についての水質検査にあつては、少なくとも毎年一回)、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

二 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第九条の四第一項第一号から第三十三号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年二回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

三 法第二十一条第一項の規定による第六条第二項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、同項に規定する各吐口(放流水の水質が類似のものであると認められる二以上の吐口については、それらの吐口のうちのいずれか一の吐口に限り)からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なくとも一回、行うものとする。

四 前三項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

五 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第一項、第二項又は前項の規定にかかわらず、一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

六 第一項から第四項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他国土交通省令・環境省令で定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを五年間保存しておくなければならない。

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が落ちたときは、速やかにこれを除去すること。

三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(発生汚泥等)

第十三条 法第二十一条の二第二項(法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。)に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生汚泥等」という。)とする。

(発生汚泥等の処理の基準)

第十三条 法第二十一条の二第二項に規定する公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の円滑な維持管理を図るための発生汚泥等の処理の基準は、次のとおりとする。

一 発生汚泥等は、速やかに処理すること。

二 発生汚泥等(次条に規定する国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥を除く。以下この条において同じ。)の運搬に当たつては、次に掲げるところによること。

イ 発生汚泥等が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

三 処理施設のスクリーン、沈砂池又は沈殿池から除去した発生汚泥等(以下この号において「下水汚泥等」という。)の埋立処分(以下この号において「埋立地」という。)によること。

イ 地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。

ロ 埋立処分(以下この号において「埋立地」という。)には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分場所であることを表示すること。

ハ 埋立地からの浸出液によつて公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。

二 沈殿池から除去した汚泥の埋立処分(水面埋立処分を除く。)を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

ホ 沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却し、又は消化設備を用いて消化し、若しくは有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものとする。

ヘ 下水汚泥等(熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したもの及び沈砂池から除去した砂を除く。以下において同じ。)の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね三メートル(沈殿池から除去した汚泥であつて、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと)と同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね〇・五メートル、以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね〇・五メートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方米以下又は埋立容量が五立方メートル以下の埋立処分(下において「小規模埋立処分」という。)を行う場合は、この限りでない。

ト 沈殿池から除去した汚泥(熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと)と同程度以下のもの

のを除く。)の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

チ 埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

リ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。四 ます又は管渠から除去した土砂その他これに類するものの埋立処分に当たっては、前号イ、ロ、ハ、チ及びリの規定の例により行うこと。

第十三条の四 法第二十一条の二第一項に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。)の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

(資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行わせることができる場合)

第十四条 法第二十二條第一項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第十五条 法第二十二條第一項(法第二十五条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下この条及び第十五条の三において同じ。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した者又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合 五年以上下水道、上水道、工業用下水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験の有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。ハにおいて同じ。)又は工事の監督管理(以下この条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下この条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ニ 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科、電気工学科、機械工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 六年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 三年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 一年六月以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。第十五条の三第三号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に

よる専門学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。同号において同じ。)であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 五年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 二年六月以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において土木科、電気科、機械科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 十年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 七年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 三年六月以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

五 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)第四条第一項の第一種技術検定に合格した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるものであること。

イ 計画設計を行わせる場合 三年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 二年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 一年以上上下水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

六 日本下水道事業団法施行令第四条第一項の第二種技術検定に合格した者であつて、前号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

七 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による土木施工管理に係る一級の第二次検定に合格した者であつて、第二号ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ロ又はハに定めるものであること。

八 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)の規定による第二次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者(国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。)であること。

九 前各号に掲げるもののほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であること。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理を行わせる場合 十年以上上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、五年以上上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 排水施設に係る監督管理を行わせる場合 五年以上上下水道等の工事に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物
 三 下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物
 （公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第十七条の三 法第二十四条第三項第三号ロに規定する政令で定める者は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百二十九条第一項に規定する登録一般放送事業者（その設置する有線電気通信設備を用いて同法第二条第三号に規定する一般放送の業務を行う者に限る。）とする。

2 法第二十四条第三項第三号ハに規定する政令で定める者は、公共下水道管理者が次に掲げる要件に該当すると認められた者とする。
 一 下水熱の利用に関する適正かつ確実な計画を有する者であること。
 二 下水熱の利用を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

（排水設備の技術上の基準に関する条例の基準）

第十七条の四 法第二十五条の二に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
 一 条例の技術上の基準は、第八条各号に掲げる技術上の基準に相当する基準を含むものであること。

二 条例の技術上の基準は、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるために必要な排水設備の設置及び構造の基準を定めるものとして次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 排水設備の設置及び構造に関する事項として国土交通省令に定められているものが規定されているものであること。

ロ 浸水被害の防止を図るために必要な最小限度のものであり、かつ、排水設備を設置する者に不当な義務を課することとならないものであること。

ハ 排水設備を設置する土地の形質、排水設備を設置する者の負担その他の事項を勘案して必要があると認める場合にあつては、浸水被害対策区域を二以上の地区に分割し、又は排水設備を設置する土地の用途その他の事項に区分し、それぞれの地区又は事項に適用する基準を定めるものであること。

（管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模）

第十七条の五 法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の補助）

第十七条の六 法第二十五条の十五の規定による国の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に二分の一を乗じて得た額とする。

2 法第二十五条の十五の規定による地方公共団体の認定事業者に対する補助金の額は、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用に、前項に規定する国の補助金の額、その地方の浸水被害の発生状況その他の事情を勘案して地方公共団体の定める割合を乗じて得た額とする。
 （流域下水道に係る事業計画の協議の申出）

第十七条の七 流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の協議を申し出ようとするときは、申出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の協議を申し出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣（次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事）に提出しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の十第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地利用の状況

二 計画下水量及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の量並びにその算出の根拠

三 流域下水道からの放流水、処理施設において処理すべき下水及び流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠

四 下水の放流先の状況

五 毎会計年度の工事費（維持管理に要する費用を含む。）の予定額及びその予定財源

六 関係市町村の意見の概要

（都道府県知事に協議する事業計画）

第十七条の八 法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 指定都市以外の市町村が設置する流域下水道の事業計画

二 指定都市が設置する流域下水道の事業計画のうち、第十七条の十第一号から第三号まで、第四号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）又は第八号のいずれかに該当する変更のみの変更に係る事業計画
 （環境大臣の意見を聴くこと等を要しない場合）

第十七条の九 法第二十五条の二十三第七項において準用する同条第四項又は第六項に規定する政令で定める場合は、終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る協議又は届出を受けた場合とする。
 （協議等を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の十 法第二十五条の二十三第七項に規定する政令で定める事業計画の軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。
 一 管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造若しくは能力又は点検の方法若しくは頻度の変更。ただし、同一の建築基準法第四十二条に規定する道路内における位置の変更を除く。

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更
 三 ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
 四 流域下水道からの放流水の吐口の配置の変更
 五 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
 六 流域関連公共下水道が接続する位置の変更
 七 流域関連公共下水道の予定処理区域の変更（第一号から第三号まで又は前二号のいずれかに該当する変更に伴うものに限る。）

八 計画降雨の設定又は変更

九 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更
 （流域下水道の施設に設けることのできる物件）

第十七条の十一 法第二十五条の二十九第三号に規定する流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、第十七条の二各号に掲げる工作物であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。
 （流域下水道の施設に物件を設けることができる場合）

第十七条の十二 法第二十五条の二十九第四号に規定する政令で定めるときは、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合とする。

- (施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和四十七年六月一五日政令第二二五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十七年六月二十五日から施行する。
- 附 則 (昭和四十八年二月一日政令第九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和四十八年三月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四十九年一月一六日政令第九号)
この政令は、昭和四十九年七月一日から施行する。
- 附 則 (昭和四十九年四月三〇日政令第一五〇号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令による改正後の下水道法施行令第二十四条の二第三項及び附則第四項の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国の補助金から適用する。ただし、昭和四十八年度以前の年度の予算に係る国の補助金で昭和四十九年度以降に繰り越されたもの、昭和四十八年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以降に支出すべきものとされた国の補助金及び建設大臣が定める費用についての昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度の予算に係る国の補助金に関しては、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和四十九年八月二〇日政令第二九五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、法の施行の日(昭和四十九年九月一日)から施行する。
- 附 則 (昭和四十九年一〇月二四日政令第三五四号)
この政令は、昭和四十九年十月三十日から施行する。
- 附 則 (昭和五〇年一〇月九日政令第二九八号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五一年二月二二日政令第三三〇号)
(施行期日)
1 この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)第二条、附則第一条及び附則第三条の規定の施行の日(昭和五十二年五月一日)から施行する。
- (一部改正法附則第二条第一項の政令で定める施設)
2 一部改正法附則第二条第一項の政令で定める施設は、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令百八十八号)別表第二に掲げる施設(下水道法第十二条の二第一項の政令で定める施設に該当するものを除く。)とする。
- 附 則 (昭和五十二年三月九日政令第二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和五十二年三月十五日から施行する。
- 附 則 (昭和五十四年一〇月一九日政令第二七三号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年四月三日政令第一一〇号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年二月二三日政令第二七〇号) 抄
この政令は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三三三号)
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)

- 2 改正後の道路法施行令附則第六項、都市公園法施行令附則第五項、道路整備緊急措置法施行令附則第四項、下水道法施行令附則第五項、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令附則第三項、河川法施行令附則第十一条及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令附則第三項の規定は、昭和六十年年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和六〇年一月一八日政令第二九五号)
この政令は、昭和六十一年一月十五日から施行する。
- 附 則 (昭和六一年五月八日政令第一五四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 附 則 (昭和六一年五月二三日政令第一五九号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六二年三月三二日政令第九八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- (経過措置)
2 改正後の道路法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令及び河川法施行令の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年(昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十二年。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)及び昭和六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十三年年度(昭和六十二年の特例に係るものにあつては、昭和六十三年。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに昭和六十二年及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担

又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年九月四日政令第二九五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年十一月四日政令第三六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附則 (昭和六十二年八月二六日政令第二五六号)

この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附則 (平成元年四月一〇日政令第一〇八号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令(附則第三条の二及び第十五条第一項の規定を除く。)及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成二年度(平成元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度(平成元年度の特別に係るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年以前年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成元年四月一二日政令第一一四号)

この政令は、平成元年十月一日から施行する。

附則 (平成三年三月三〇日政令第九八号)

(施行期日)

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路法施行令、都市公園法施行令、海岸法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成三年度及び平成四年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成三年六月一四日政令第二〇九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年六月二六日政令第二一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成四年七月四日)から施行する。

附則 (平成五年三月三二日政令第九四号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の道路の修繕に関する法律の施行に関する政令、道路法施行令、都市公園法施行令、道路整備緊急措置法施行令、下水道法施行令、奥地等産業開発道路整備臨時措置法施行令、河川法施行令及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法施行令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成五年九月一六日政令第二九五号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附則 (平成五年十二月三日政令第三八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成五年十二月十五日)から施行する。

附則 (平成五年十二月二七日政令第四〇五号)

この政令は、平成六年二月一日から施行する。

附則 (平成六年七月一日政令第二二五号)

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年七月一四日政令第二九〇号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成八年一月一日から施行する。

附則 (平成八年一月二七日政令第三二六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十九号)第二条及び附則第二項の規定の施行の日(平成八年十二月一日)から施行する。

附則 (平成一〇年一〇月三〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成一二年二月二七日政令第四三五号)

この政令は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

附則 (平成二二年六月七日政令第三二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二二年七月二四日政令第三九一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成十三年六月二日政令第二二三号)
この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

附則 (平成十四年二月八日政令第二十七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年一月二三日政令第三二三号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成十五年九月二五日政令第四三五号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行の際現に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路であつて、改正後の下水道法施行令(以下「新令」という。)第五条の四若しくは第五条の五(第六号に係る部分を除く。)の規定(これらの規定を新令第十七条の九において準用する場合を含む。)又は新令第五条の六の規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この政令の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものについては、この限りでない。

2 この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道の雨水吐であつて、新令第五条の第六号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、この政令の施行の日から起算して十年(合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。))であつてその処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であつて当該合流式の流域関連公共下水道の処理区域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものの雨水吐にあつては、二十年)を経過した日から適用する。

第三条 この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道(標準散水濾床法により下水を処理するもの、高速散水濾床法、モディファイド・エアレーション法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するもの又は沈殿法により下水を処理するものに限る。)からの放流水の水質の浮遊物質に係る技術上の基準については、新令第六条第一項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に当該下水の処理の方法の変更を伴う改築の工事が完了したのものについては、この限りでない。

第四条 この政令の施行の際現に存する公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る技術上の基準については、新令第六条第一項第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この政令の施行後に改築(災害復旧として行われるもの、公共下水道又は流域下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたもの及び前条に規定する方法により下水を処理する公共下水道又は流域下水道に係るものであつて当該下水の処理の方法の変更を伴わないものを除く。)の工事が完了したのものについては、この限りでない。

第五条 この政令の施行の際現に存する合流式の公共下水道又は流域下水道については、この政令の施行の日から起算して十年(合流式の公共下水道(流域関連公共下水道を除く。))であつてその処理区域の面積が国土交通省令で定める面積以上であるもの又は合流式の流域下水道及びそれに接続している合流式の流域関連公共下水道であつて当該合流式の流域関連公共下水道の処理区

域の面積の合計が国土交通省令で定める面積以上であるものにあつては、二十年)を経過する日までの間は、新令第六条第二項中「四十ミリグラム」とあるのは、「七十ミリグラム」とする。

第六条 この政令の施行の際現に存する排水設備であつて、新令第八条第一号の規定に適合しないものについては、同号の規定は、適用しない。ただし、この政令の施行後に改築の工事に着手したものについては、この限りでない。

第七条 この政令の施行の際現に存する散水濾床を使用する処理方法による終末処理場の維持管理については、この政令による改正前の下水道法施行令第十三条第二号の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成十六年一月二七日政令第三二八号)
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長がした許可、認可その他の処分(鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号。以下「旧経済産業省設置法」という。))第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「処分等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長がした処分等とみなし、この政令の施行前に改正前のそれぞれの政令の規定により経済産業局長に対してした申請、届出その他の行為(旧経済産業省設置法第十二条第二項に規定する経済産業省の所掌事務のうち旧経済産業省設置法第四条第一項第五十九号に掲げる事務に関するものに限る。以下「申請等」という。)は、それぞれの経済産業局長の管轄区域を管轄する産業保安監督部長に対してした申請等とみなす。

附則 (平成十七年一月二六日政令第三二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十一月一日)から施行する。ただし、第五条の四第二号の次に一号を加える改正規定、同条に一号を加える改正規定及び第五条の六の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路であつて、改正後の下水道法施行令(以下「新令」という。)第五条の四第三号又は第五号の規定(これらの規定を新令第十七条の九において準用する場合を含む。)に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、前条ただし書に規定する規定の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

2 前項の規定により新令第五条の四第三号の規定を適用しないものとされた公共下水道又は流域下水道の終末処理場である処理施設(これを補完する施設を含む。)の構造の技術上の基準については、なお従前の例による。

附則 (平成十八年一月一〇日政令第三五四号)
この政令は、平成十八年十二月十一日から施行する。

附則 (平成二十三年三月一六日政令第二二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十三年六月二四日政令第一八一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一〇月二八日政令第三三二二号）

(施行期日)

1 この政令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一二月二八日政令第三六三三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年一二月二六日政令第四二四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年五月二三日政令第一四七号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則（平成二十四年五月二三日政令第一四八号）

この政令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則（平成二十六年一月一九日政令第三六四号）

この政令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年七月一七日政令第二七三三号）

この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則（平成二十七年一〇月七日政令第三六〇号）

この政令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

附 則（平成二十七年十一月三日政令第三八四号）

この政令は、水防法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

附 則（平成二十九年九月一日政令第二三二二号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二四日政令第二〇五号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第二九六号）

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年七月一五日政令第二四八号）

この政令は、令和四年八月二十日から施行する。

附 則（令和六年一月四日政令第二二二号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び第九条の十一の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。